

松阪市飯南和紙和牛センター条例

改正後	改正前				
<p>(使用料)  <b>第7条</b> センターの施設等の使用料は、別表に定めるところにより、使用の際に徴収するものとする。</p> <p>(使用料の減免)  <b>第8条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(原状回復の義務)  <b>第9条</b> (略)</p> <p>(損害賠償)  <b>第10条</b> (略)</p> <p>(委任)  <b>第11条</b> (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="114 1339 616 1407"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 1339 365 1407">区分</th> <th data-bbox="365 1339 616 1407">使用料（1日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1日）			<p>(使用料)  <b>第7条</b> センターの施設等の使用料は、無料とする。ただし、個人的に使用する場合は、使用料を徴収することができる。</p> <p>2 使用料は1回2,200円とし、センターの施設等の使用の際に徴収する。</p> <p>(原状回復の義務)  <b>第8条</b> (略)</p> <p>(損害賠償)  <b>第9条</b> (略)</p> <p>(委任)  <b>第10条</b> (略)</p>
区分	使用料（1日）				

改正後		改正前
休憩室	1,650円	
田舎体験室	2,870円	
紙すき体験室	1,650円	